

〔平成18年12月14日〕  
役員懇談会承認

## 東京大学教職員・学生等のための保育施設整備の基本方針

### 1. 趣 旨

本学には3つの保育施設がキャンパス内に存立あるいは隣接しているが、全学の教職員及びポスドク、学生のニーズを必ずしも満たしている状況にはなく、本学関係者がいつでも安心して子供を預けられる教職員・学生等のための保育施設への期待は高い。平成18年10月に本学で実施された「次世代育成支援に関するアンケート」でも、仕事と育児の両立に関する大学からの支援として、「学内に保育所を設置してほしい」との声が「勤務態様の柔軟化」に次いで高い。こうしたニーズに合わせて保育施設を整備することは、大学として男女共同参画および次世代育成支援のための環境整備に真剣に取り組んでいる姿勢を示す上でも大きな意義を有する。

一般の保育施設では、学生の入所優先度が低くなりがちであったり、夜遅くまで実験・観察等を行う研究者（教員・ポスドク・学生）等のニーズにあった保育サービスを求めることが難しいといった問題があるが、大学の保育施設であれば、研究者等のニーズに合わせた独自の保育形態をとることも可能となる。

また、子供がキャンパス内に日常的に存在することが教職員・学生等への刺激ともなり、幅広い人間性をもった将来の研究者育成にも資する。東京大学に働き、学ぶ者たちが、研究・労働・教育・勉学が子育てと両立することを示すこと、かつ、子育てを通して新たな支え合いや連帯を育んでいくことは、次世代育成を通して、豊かな社会や文化を育成することに、東京大学が積極的に取り組む姿勢を示すことにもなる。

平成15（2003）年12月16日に決定された「東京大学男女共同参画基本計画」では、「学内に保育および子育て支援施設を整備する」ことが基本方策の一つとして掲げられている（4.基本方策 4）教育研究雇用環境の改善 育児等の環境の整備）。

以上のことから、男女共同参画室では、今後の教職員・学生等のための保育施設の整備に当たっての基本方針を次のとおり定める。

### 2. 種 類

教職員・学生等のための保育施設としては、次の2種類が考えられる。

主としてそのキャンパスに所在する全部局を対象として設置する保育施設（全部局対象保育施設）

各部局で設置する保育施設（特定部局対象保育施設）

既存の保育施設のうち、東京大学駒場地区保育所は全部局対象保育施設であり、東京大学医科学研究所臨時授乳室「ひまわり保育園」は特定部局対象保育施設である。

### 3. 整備方法

本郷、駒場、白金、柏の各キャンパスにおいて、それぞれのニーズに合わせて、複数の保育施設の新設又は既存施設の充実を図る。

全部局対象保育施設は、原則として本部(駒場ではNPO法人)が責任を持って整備・運営し、本郷キャンパス及び柏キャンパスには全部局対象保育施設を各1ヶ所新設する。

特定部局対象保育施設は、部局が責任を持って整備・運営するが、本部も必要な配慮を行う。

### 4. 設置形態

本学関係者の受入を優先するためには、認可外保育施設とすることになるが、可能な場合には、東京都認証保育所として地域にも門戸を開いていく。

認可外保育施設であっても、国が認可保育所について定めた設置基準にできる限り沿うよう配慮する。

### 5. 施設間の連携・協力

大学としてのスケールメリットを生かす観点から、各保育施設の間で、例えば次のような連携・協力がなされ、柔軟な受入体制が構築されるようにする。

利用者である教職員、ポスドク、学生の異動に伴う子女の転入所

特定部局対象保育施設では空き定員の部局外からの受入れ

緊急時における保育士の一時協力

一時保育における本学関係者の優先

各種行事の合同開催

### 6. 整備時期

全体計画の下に、なるべく早期に条件を整え、順次整備していく。

医学部附属病院では、看護師等が優先的に利用できる院内保育施設の新設を早急に必要としていることから、本郷キャンパスでの特定部局対象保育施設の第1号として、平成19年4月開設を目指す。

### 7. 利用対象者

#### (1) 常時保育

全部局対象保育施設では、主として本学の教職員、ポスドク、学生等を対象とする。

特定部局対象保育施設では、部局関係者を優先してよい。

東京都認証保育所として設置される保育施設では、地域住民も対象とする。

#### (2) 一時保育

主として本学の教職員、医師・看護職員、ポスドク、学生等を対象とする。

学会等で来訪する教員等(外国人を含む)、地域住民も対象とする。

## 8 . 保育対象年齢等

全部局対象保育施設では、0歳児から5歳児（就学前）までを対象とする。病児保育についても検討する。中長期的には、小学1年生からの就学児についても、放課後を保育対象とするよう検討する。

特定部局対象保育施設では、それぞれのニーズにあわせて対象年齢を設定する。

## 9 . 常時保育の受入時期

教職員、ポスドク、学生等が利用を希望する日からの受入れを原則とする。

全部局対象保育施設では、年度途中であっても希望者を順次受入れできる体制を整備する。

産前・産後休暇明けや育児休業明けといった利用開始希望日が前もって明らかな場合には、予約を受け付け、可能な限り希望を尊重する。

教職員・学生等のための保育施設が各キャンパスに複数整備されることになることから、利用者が希望する保育施設での受入れが困難な場合は、キャンパスの他の保育施設での受入れや一時保育での受入れについて優先的に検討する。

## 10 . 保育時間

全部局対象保育施設では、基本的に、月曜日から土曜日まで、13時間開所する（東京都認証保育所の基準）。

特定部局対象保育施設では、それぞれのニーズにあわせて保育時間を設定する。

## 11 . 保育料

保育施設の運営主体が異なる場合であっても、単位（一時間、一月）当たりの保育料に大きな格差が生じないように調整を図る。

ポスドク及び学生については、補助制度の創設を検討する。

## 12 . 設置場所

保育施設の新設場所については、各キャンパスにおいて、基準面積の確保、利用者の利便性等を総合的に判断し、早急に候補地を選定する。